

令和2年11月13日

各課長・次長・事務局長・事務長 様

副町長 岩川 実樹

令和3年度当初予算の編成方針について（通知）

令和3年度当初予算について、次のとおり編成方針を定めたので、幌延町財務規則第7条第1項の規定により通知する。

1 国の動向等について

国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が甚大であり、これまで経験したことのない、国難とも言うべき局面に直面しており、新興国も含めた海外経済全体の減速の影響を受けやすい製造業のみならず、サービス業にも広く感染症拡大に伴う景気下押しの影響が広がり、結果として、国民生活に特に重要な雇用情勢も、弱い動きとなっており、感染症の影響を受けて休業者が大幅に急増し、企業が懸命に雇用を守っているなど、極めて厳しい状況にある。

政府は、感染症の拡大等先行きが不透明でもあり、確実な見通しを持つことは困難であるものの、今回の感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の、新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指すとし、国民の生命・生活・事業を守り抜くことが最重要の責務であるとの認識のもと、感染症拡大防止・収束を最優先に雇用の維持と事業の継続支援に加え、国民生活の下支えのための支援を進めるとともに、消費や投資の喚起、内需の下支えを中心とした経済活性化支援策を進めるとしている。また、近年の自然災害による国民の生命・財産への被害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、防災・減災に国民一丸となって取り組み、強靱な国土づくりを強力に推進するとしている。

国の経済・財政一体改革は「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、2022年から団塊の世代が75歳になり始めることを踏まえ、骨太方針2018及び骨太方針2019等に基づき、デジタル・ガバメントの加速などの優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ推進することとし、令和3年度予算編成は、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する等の基本的な概算要求の方針が示された。

2 地方財政及び町の財政について

総務省は、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしており、令和3年度地方交付税概算要求額16兆1,933億円は、令和2年度当初予算額と比較すると3,949億円の減額見込みとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響や今後

の経済情勢等により交付見込額の変動が予想される。財政基盤が脆弱な地方にとっては、大きな影響が懸念されるところであり、適切に対応していくことが必要である。

本町の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標において健全性を保っているところであるが、今後、道路橋梁・公営住宅・上下水道・学校施設などインフラ資産の経年劣化による更新や長寿命化、安全対策に係る補修や改修が見込まれるほか、少子高齢化の進行により、扶助費などの社会保障関係予算の増加が見込まれる。また、人口減少などによって町税や地方交付税など歳入の減少も見込まれ、厳しい財政運営が予想される。

このような中で、令和3年度予算については、町民が将来に向かって希望を持ち、快適に安心して暮らしていけるよう、中長期的な視点で公共施設等の老朽化対策や長寿命化を進めるとともに、多様化する様々な行政課題に対応していく必要がある。

3 予算編成の基本方針について

国の新年度予算の編成については、財務省が査定に取り掛かっており、今後「予算編成の基本方針」が閣議決定され示されることになる。従って、今回示す「予算の編成方針」は、現在の情報での「予算の編成方針」とし、今後、国の予算編成方針や政策が明らかになった最新の情報により、随時「予算の編成方針」の見直しを行う。

地方交付税については、総務省の概算要求による出口ベースで2.4%の減となっているが、今後の経済情勢等により変動が予想されるため、2020年国勢調査における人口減少影響分や基準財政需要額の増減を考慮したうえで予算編成に臨むこととする。

令和3年度の予算編成にあたっては、財政の健全性を保ちつつ、健やかに安心して暮らせるまちづくりを推進していくため、これまでの事務事業の必要性やあり方にも踏み込み徹底した見直しを行い再検討するとともに、まちづくりの課題を解決していくための業務改善や新規事業化などについて進める。その際、中長期的な「まち・ひと・しごと」づくりと町総合計画や町長公約に掲げられた事業の推進を念頭に置き、新たなスキームづくりや人材の確保・育成、財源の捻出等も考慮しながら制度設計するとともに、防災・減災事業や暮らしを守る施策を推進し、地域防災力の強化に配慮する。また、情報システムの標準化をはじめとする自治体デジタルトランスフォーメーションなど、次世代型行政サービスへの取り組みに対応するために必要な情報収集に努めるとともに、計画的、効率的な予算要求とすること。

社会資本整備については、現在策定を進めている幌延町強靱化計画に基づき、計画的に進めるとともに、これまでのストック効果を損なわないために老朽化対策や長寿命化の計画的実施に配慮し、優先度や事業量を考慮しながら予算配分していくこととする。

「町長公約」、「第6次幌延町総合計画重点戦略（幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略）」に基づく事業及び「防災・減災対策事業」については、予算の重点配分を行うこととする。

令和3年度の大規模事業は、橋梁長寿命化改修や農業基盤整備事業等の他、各種シス

テムや設備等の更新が計画されていることから、依然厳しい財政運営が予測される。
今後も「選択と集中」による予算編成を継続していくこととする。

以上、予算編成の基本方針を示したので、全職員が一丸となって、現下の状況を認識するとともに、以下の具体的事項を遵守して予算要求にあたられたい。

記

1 一般事項

- (1)一般財源の6割を超える地方交付税については、総務省が出口ベースで前年度対比2.4%減を概算要求しているが、さらに国勢調査人口の減少等を考慮して前年度当初予算額を下回る見込みであり、一般財源ベースで前年度当初予算額を基準に2%のマイナスシーリングの設定とする。各事務事業単位で達成できない場合は、各部局等が分掌する事務事業全体で調整すること。
- (2)継続事業予算については、「事務事業自己点検表・事務事業評価表」に基づき、事業目的の達成度や費用対効果等施策内容を十分点検したうえで算定すること。
- (3)投資的事業の策定にあたっては、新たな行政課題や住民の要望等に配慮するとともに、「総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の各種個別計画、町長公約に掲げられた「主な施策」に照らし合わせながら、理事者及び関係課等と事前協議を十分に行いつつ推進すること。
- (4)健全な財政運営を維持していくために、町債の発行額及び債務負担行為の設定については、事前に副町長及び総務財政課長と協議のうえ、指示を受けること。

2 歳入に関する事項

- (1)町税については、地域経済等の動向や課税客体の把握に努め、税收確保に留意するとともに税制改正を踏まえた確な見込額を計上すること。また、徴収率の向上対策に意を用いること。
- (2)地方交付税は、令和3年度概算要求による出口ベースで前年度対比2.4%減であるが、国勢調査結果による人口減少影響分等を考慮した予算編成とする。
- (3)使用料及び手数料については、改正後の料金で施設等の運営を考慮しながら積算すること。
- (4)国、道支出金については、補助制度の改定動向や補助金確保の情報把握などに十分留意すること。

3 歳出に関する事項

- (1)一般財源ベースで前年度当初予算額を基準に、原則として前年度当初予算額を基準に2%のマイナスシーリングの設定とする。各事務事業単位で達成できない場合は、各部局等が分掌する事務事業全体で調整のうえ予算要求すること。
- (2)消費的経費（人件費及び扶助費を除く）については、労務単価の改定による増加など、特別な事情があるものを除き、各部局等が分掌する事務事業全体で調整のうえ、一般財源ベースでマイナス2%となるよう予算要求すること。

事務事業の改廃、効率化等、一層の創意工夫による経費節減に努め、適切な財政運営を行うこととする。

(3) 公共施設等の維持補修については、利用者の安全を第一に考慮し計画的な維持補修が施されるよう、前もって長寿命化計画（個別計画）又は維持補修計画等を策定し、当該計画等に基づき予算要求すること。

(4) 負担金、補助金及び交付金については、その目的を達成したと認められるもの、負担金等を縮減しても影響が少ないと考えられるもの、効果が見受けられないものについて、削減に努めること。また、負担金等についても「事務事業自己点検表・事務事業評価表」を活用し、費用対効果等を総点検したうえで算定すること。

(5) 政策的な経費については、町長の推進施策における重要度及び緊急性などの観点から必要性等を検討したうえで、関係課等と十分協議を行い、事前に理事者の指示を受けること。

(6) 新規事業については、緊急性や効果等を十分検討し厳選するとともに、一般財源の負担が極力増大することにならないよう、財源の確保及び既存事業の廃止（スクラップ・アンド・ビルド）または見直しにより所要一般財源を確保すること。ただし、「町長公約」、「地方創生」及び「防災・減災」に特に資する取組みについては、この限りとししない。

(7) その他、歳出に関する事項については、添付している「予算見積りに係る留意事項」に配意すること。

4 特別会計に関する事項

(1) 特別会計についても、消費的経費（人件費及び扶助費を除く）は、労務単価の改定による増加など、特別な事情があるものを除き、事務事業全体で調整のうえ、一般財源ベースでマイナス2%となるよう予算要求すること。

(2) 前記事項に準じて適正な負担の確保に配慮しながら、収支の均衡が図られるよう、一層の努力を行うこと。

5 予算見積書の提出期限等について

(1) 予算見積書提出期限

① 経常的経費 令和2年12月 4日（金）

② 投資的経費 令和2年12月15日（火）

(2) 提出書類及び部数 「令和3年度予算見積書等提出書類一覧表」による。

(3) 予算査定日程 別途通知する。

令和3年度予算編成方針のポイント

1 基本方針

- 国の予算編成方針や政策の最新の情報により随時「予算の編成方針」の見直しを行う。
- 令和3年度予算については、歳出全般について事務事業の必要性やあり方にも踏み込み徹底した見直しを行い、行財政の簡素効率化を進める。
- まちづくりの課題を解決していくため、業務の改善や新規事業化を進める。
- 中長期的な「まち・ひと・しごと」づくりと町総合計画や町長公約の推進を念頭に置き、新たなスキームづくりや人材の確保・育成、財源の捻出等についても考慮し、制度設計する。
- 社会資本整備については、老朽化対策や長寿命化の計画的実施に配慮する。
- 町長公約、まち・ひと・しごと総合戦略を推進するため、予算の重点配分を行う。
- 防災・減災や暮らしを守る施策を推進し、地域防災力の強化を図る。

2 具体的な枠組み

- 一般財源ベースで前年度当初予算額を基準に2%のマイナスシーリングの設定とする。各事務事業単位で達成できない場合は、各部局等が分掌する事務事業全体で調整すること。
- 継続予算事業は、「事務事業自己点検表・評価表」に基づき算定すること。
- 投資的事業は、理事者及び関係課等と十分事前協議を実施すること。
- 町債の発行及び債務負担行為の設定は、副町長及び総務財政課長と協議すること。

3 歳入に関する事項

- 地方交付税は、令和3年度概算要求による出口ベースで前年度対比2.4%減であるが、国勢調査結果による人口減少影響分等を考慮した予算編成とすること。
- 使用料及び手数料は、改定後の料金で施設等の運営を考慮しながら積算すること。
- 国、道支出金は、補助制度の改定動向や補助金確保の情報把握などに十分留意すること。

4 歳出に関する事項

- 消費的経費（人件費及び扶助費を除く）については、労務単価の改定による増加など特別な事情があるものを除き、一般財源ベースでマイナス2%となるよう予算要求すること。
- 公共施設等の維持補修は、事前に補修計画等を策定し計画的な予算計上に努めること。
- 負担金、補助金及び交付金は、「事務事業自己点検表・評価表」を活用し、削減に努めること。
- 政策的経費は、関係課等と協議を行い、事前に理事者の指示を受けること。
- 新規事業については、緊急性や効果等を十分検討し厳選するとともに、財源の確保及び既存事業の廃止（スクラップ・アンド・ビルド）または見直しにより所要一般財源を確保すること。

5 特別会計に関する事項

- 特別会計についても、消費的経費（人件費及び扶助費を除く）は、労務単価の改定による増加など特別な事情があるものを除き、一般財源ベースでマイナス2%となるよう予算要求すること。
- 収支の均衡維持を図ること。

6 提出期限等

- 提出に当たっては、次の期限を厳守すること。
 - ①経常的経費 令和2年12月 4日（金）
 - ②投資的経費 令和2年12月15日（火）
- 予算査定日程は、別途通知する。